

第二十四回国会
衆議院

社会労働委員会議録第三十四号

昭和三十一年四月十九日(木曜日)

午後一時四十六分開議

出席委員

委員長 佐々木秀世君

理事大坪 保雄君 理事中川 俊思君

理事野澤 清人君 理事滝井 義高君

植村 武一君 加藤謙五郎君

草野 一郎平君 熊谷 憲一君

小島 徹三君 田中 正巳君

中村三之丞君 中山 マサ君

八田 貞義君 亘 四郎君

阿部 五郎君 井堀 繁雄君

岡 良一君 岡本 隆一君

堂森 芳夫君 長谷川 保君

中原 健次君

出席國務大臣

厚生大臣 小林 英三君

労働大臣 倉石 忠雄君

出席政府委員

厚生事務官(大臣官房総務課長) 小山進次郎君

厚生技官(公衆衛生局長) 山口 正義君

厚生事務官(児童局長) 高田 浩遠君

労働事務官(労働局長) 中西 實君

委員外の出席者

専門員 川井 章知君

四月九日

委員石村英雄君、小平忠君、島上善

五郎君及び中村英男君辞任につき、

その補欠として岡良一君、吉川兼光

君、山口シヅエ君及び岡本隆一君が

議長の名で委員に選任された。

同月十二日

委員多賀谷真裕君辞任につき、その

補欠として三宅正一君が議長の指名

で委員に選任された。

同月十二日

委員小川半次君辞任につき、その補

欠として久野忠治君が議長の指名で

委員に選任された。

四月十六日

公共企業体等労働関係法の一部を改

正する法律案(内閣提出第九四号)

(参議院送付)

同月十八日

公共企業体職員等共済組合法案(田

中啓二君外二十九名提出、参法第六

号(予)

同月七日

国民健康保険法の一部改正に関する

請願(大村清一君紹介)(第一八四五

号)

同(龜山孝一君紹介)(第一八四六号)

療術既得権存続に関する請願(石田

博英君紹介)(第一八四七号)

同(淵上房太郎君紹介)(第一八四八

号)

同(稻葉修君紹介)(第一八四九号)

同(平田ヒデ君紹介)(第一八五〇

号)

同(石坂繁君紹介)(第一八六七号)

同(栗山博君紹介)(第一八六八号)

同(世耕弘一君紹介)(第一八六九

号)

同(五島虎雄君紹介)(第一八九一

号)

日本赤十字社法の改正に関する請願

(平田ヒデ君紹介)(第一八五一号)

同(鈴木義男君紹介)(第一八七八号)

同(阿部五郎君紹介)(第一九一八

号)

健康保険法の改正反対に関する請願

(長谷川保君紹介)(第一八五二号)

同(世耕弘一君紹介)(第一八六五

号)

同(松山義雄君紹介)(第一八六六

号)

同(中村三之丞君紹介)(第一九一七

号)

同(島上善五郎君紹介)(第一九六〇

号)

国民健康保険法の一部改正に関する

請願(大村清一君紹介)(第一九四四

号)

同(龜山孝一君紹介)(第一九四五

号)

あん摩師、はり師、きゆう師及び柔

道整復師法の一部改正に関する請願

(渡邊良夫君紹介)(第一九七〇号)

国立熊本労災病院にけい肺病舎増設

の請願(坂田道太君紹介)(第一九七

一号)

千島列島戦没軍属の遺家族援護に関

する請願(小坂善太郎君紹介)(第一

九七二号)

水道金融公庫設置の請願(松平忠久

君紹介)(第一九七三三三三三三三三

同(下平正一君紹介)(第一九九〇

号)

同(原茂君紹介)(第二〇二三三三三三

同(栗山博君紹介)(第一九四三三三三

同外十一件(野田卯一君紹介)(第一

九六七号)

同(江崎真澄君紹介)(第一九六八

号)

同(早稲田柳右エ門君紹介)(第一九

六九号)

同(門司亮君紹介)(第一九八七号)

健康保険法の改正反対に関する請願

(井岡大治君紹介)(第一九三五号)

同(助川良平君紹介)(第一九四六

号)

同(島上善五郎君紹介)(第一九六〇

号)

国民健康保険法の一部改正に関する

請願(大村清一君紹介)(第一九四四

号)

同(龜山孝一君紹介)(第一九四五

号)

あん摩師、はり師、きゆう師及び柔

道整復師法の一部改正に関する請願

(渡邊良夫君紹介)(第一九七〇号)

国立熊本労災病院にけい肺病舎増設

の請願(坂田道太君紹介)(第一九七

一号)

千島列島戦没軍属の遺家族援護に関

する請願(小坂善太郎君紹介)(第一

九七二号)

水道金融公庫設置の請願(松平忠久

君紹介)(第一九七三三三三三三三三

同(下平正一君紹介)(第一九九〇

号)

同(原茂君紹介)(第二〇二三三三三三

同(栗山博君紹介)(第一九四三三三三

健康保険における医療給付費の二割

国庫負担に関する請願(下平正一君

紹介)(第一九八九号)

同(原茂君紹介)(第二〇二二二二二

号)

美容師法制定に関する請願(鈴木善

幸君紹介)(第二〇〇七号)

旧豊川海軍工廠における殉職者の遺

家族援護に関する請願(八木一郎君

紹介)(第二〇〇八号)

健康保険における国庫負担増額に関

する請願(鈴木善幸君紹介)(第二〇

〇九号)

国立病院等における看護婦の産休、

病休のための定員確保に関する請願

(猪俣浩三君紹介)(第二〇一八号)

同(井手以誠君紹介)(第二〇一九

号)

同(勝岡田清一君紹介)(第二〇二〇

号)

の審査を本委員会に付託された。

同月十三日

社会医療保険制度の改正反対に関す

る陳情書外九件(相生市議会議長伊

藤秀一外九名)(第五四五号)

同外七件(富岡市議会議長吉田幸次

郎外七名)(第五九九号)

同外二百八十九件(福岡市野多目町

国立筑紫病院内宮原君子外二百八十

九名)(第六三三三三三三三三三三三

九号)

社会医療保険制度の改正に関する陳

情書(松山市議会議長吉井保一)(第

五四六号)

同(兵庫県保部太子町議会議長上

田勝信)(第五九八号)

健康保険法の一部を改正する法律制

定促進に関する陳情書(東京都文京

区)

同(兵庫県保部太子町議会議長上

田勝信)(第五九八号)

健康保険法の一部を改正する法律制

定促進に関する陳情書(東京都文京

区)

同(兵庫県保部太子町議会議長上

田勝信)(第五九八号)

健康保険法の一部を改正する法律制

定促進に関する陳情書(東京都文京

区)

同(兵庫県保部太子町議会議長上

田勝信)(第五九八号)

健康保険法の一部を改正する法律制

定促進に関する陳情書(東京都文京

区)

同(兵庫県保部太子町議会議長上

田勝信)(第五九八号)

健康保険法の一部を改正する法律制

定促進に関する陳情書(東京都文京

区)

同(兵庫県保部太子町議会議長上

田勝信)(第五九八号)

健康保険法の一部を改正する法律制

定促進に関する陳情書(東京都文京

区)

同(兵庫県保部太子町議会議長上

田勝信)(第五九八号)

健康保険法の一部を改正する法律制

定促進に関する陳情書(東京都文京

区関口二百七番地鹿島守之助外四十六名(第五四七号)

社会保険診療報酬支払基金法の一部を改正する法律制定促進に関する陳情書(東京都文京区関口二百七番地鹿島守之助外四十六名)(第五四八号)

船員保険法の改正反対に関する陳情書外一件(佐世保市栄町七十番地徳安市平外一名)(第五四九号)

同(神戸市生田区海岸通三丁目二十六番地全日本海員組合神戸地区船員代表者会議長秋沢氏一(第六〇四号)

結核予防対策強化に関する陳情書(東京都千代田区神田三崎町予防会ビル内日本結核療養所協理理事長田沢二(第五五〇号)

衛生検査技師の身分法制定に関する陳情書(恵那市大井町二千七百十九番地野田繁介(第五五二号)

映画興行の二時間半制限反対に関する陳情書(東京都中央区築地三丁目六番地日本興行組合連合会長河野義一(第五五三号)

技能者共同養成振興対策確立に関する陳情書(東京都世田谷区祖師谷二丁目千二百二十六番地労働科学研究所内日本技能者養成協会長桐原保見(第五五四号)

身体障害者職業補導所の増設拡充に関する陳情書(北海道議會議員山元ミヨ外四十一名)(第五七三三三)

母子福祉に関する総合法制定に関する陳情書(北海道議會議員山元ミヨ外四十一名)(第五七四四号)

清掃事業促進に関する陳情書(北海道議會議員山元ミヨ外四十一名)(第五七六号)

季節保育所に対する国庫補助復活に関する陳情書(北海道議會議員山元ミヨ外四十一名)(第五七七号)

社会医療保険制度の改正反対等に関する陳情書(東京都渋谷区議會議員長吉田秀英(第六〇〇号)

社会保険制度の整備拡充に関する陳情書(千葉県議會議員長土屋留治(第六〇一号)

国立療養所若松園に小児結核療養施設設置に関する陳情書(石川県議會議員長横田象三郎(第六〇二号)

未帰還者留守家族の援護強化等に関する陳情書(広島市役所内広島市未帰還者留守家族会長玉沖俊夫(第六〇三三三)

原爆被害者の治療対策確立に関する陳情書(札幌市議會議員長斎藤忠雄(第六二六六号)

社会保険費増額に関する陳情書外六件(福岡市老司町広田君子外六名)(第六三三〇号)

国民健康保険の国庫負担増額等に関する陳情書外一件(福岡市野多目町国立筑紫病院内茶谷逸子外一名)(第六三三三三)

性病予防法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一二六号)

母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一一九号)

〇佐々木委員長 これより会議を開きます。

公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。趣旨の説明を聴取いたします。

倉石労働大臣。

公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案

公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案

公共企業体等労働関係法(昭和二十三年法律第二百五十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三章 団体交渉及び交渉委員の指名(第八条―第十六条)」を「第三章 団体交渉等(第八条―第十六条)」に、「第五章 苦情処理、あつ旋及び調停(第十九条―第二十五条)」を「第五章 公共企業体等労働委員会(第十九条―第二十五条の六)」に、「第六章 仲裁(第二十六条―第三十七条)」を「第六章 あつせん、調停及び仲裁(第二十六条―第三十七七条)」に改める。

第二条第二項第一号を次のように改める。

一 前項第一号の公共企業体に雇用される者であつて、役員及び日雇い入れられる者以外のもの

第三條の見出しを「(労働組合法との関係)」に改め、同条中「第六條」を「第五條第二項第八号」に、「第三十三條」を「第三十二條」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、同法第五條第一項中「労働委員会」とあるのは「公共企業体等労働委員会」と、「第二項」とあるのは「第二項並びに公共企業体等労働関係法第四條第一項」と、「この法律に規定する手続」とあるのは「この法律並びに公共企業体等労働関係法第二十條第二項及び第二十五條の五に規定する手続」と、「この法律に規定する救済」とあるのは「この法律及び公共企業体等労働関係法第二十五條の五に規定する救済」と、第六條中「労働組合の代表者又は労働組合の委任を受けた者」及び第七條第二号中「使用者が雇用する労働者の代表者」とあるのは「労働組合を代表する交渉委員」と、同条第四号中「労働委員会」とあるのは「公共企業体等労働委員会」と、「労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)」による労働争議の調整」とあるのは「公共企業体等労働関係法による紛争の調整」と、第十一條第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び公共企業体等労働関係法第四條第一項」と、「労働委員会」とあるのは「公共企業体等労働委員会」と読み替へるものとする。

第四條第二項中「政令で定める。」を「公共企業体等労働委員会の決議に基づき、労働大臣が定めて告示する。」に改める。

第五條及び第六條を次のように改める。

第五條及び第六條 削除

第七條中「公共企業体等は」を「組合の申出があつたときは、公共企業体等は」に改め、「その定める」を削り、「許可することができる。」を認めることができる。」に改める。

第三章の章名を次のように改める。

第三章 団体交渉等

第八條から第十五條までを次のように改める。

(団体交渉の範囲)

第八條 第十一條及び第十二條第二項に規定するもののほか、第四條第一項ただし書の規定により組合に加入することができない者以外の職員に関する次に掲げる事項は、団体交渉の対象とし、これに関し労働協約を締結することができる。ただし、公共企業体等の管理及び運営に関する事項は、団体交渉の対象とすることができない。

一 賃金その他の給与、労働時間、休憩、休日及び休暇に関する事項

二 昇職、降職、転職、免職、退職、先任権及び懲戒の基準に関する事項

三 労働に関する安全、衛生及び災害補償に関する事項

四 前各号に掲げるもののほか、労働条件に関する事項

(交渉委員等)

第九條 公共企業体等と組合との団体交渉は、もつぱら、公共企業体等を代表する交渉委員と組合を代表する交渉委員とにより行ひ、第十條 公共企業体等を代表する交渉委員は当該公共企業体等が、組

合を代表する交渉委員は当該組合が指名する。

2 公共企業体等及び組合は、交渉委員を指名したときは、その名簿を相手方に提示しなければならない。

第十二条 前二条に定めるもののほか、交渉委員の数、交渉委員の任期その他団体交渉の手続に關し必要な事項は、団体交渉で定める。

(苦情処理)
第十二条 公共企業体等及び組合は、職員の苦情を適當に解決するため、公共企業体等を代表する者及び職員を代表する者各同数をもつて構成する苦情処理共同調整會議を設けなければならない。

2 苦情処理共同調整會議の組織その他苦情処理に關する事項は、団体交渉で定める。

第十三条から第十五条まで 削除
第十八条中「この法律によつて有する一切の權利を失ひ、且つ」を削る。

第五章を次のように改める。
第五章 公共企業体等労働委員會

(設置)
第十九条 労働省に、公共企業体等労働委員會(以下「委員會」といふ。)を置く。

(委員の任命)
第二十条 委員會は、公益を代表する委員(以下「公益委員」といふ。)

五人、公共企業体等を代表する委員(以下「使用者委員」といふ。)

三人及び職員を代表する委員(以下「労働者委員」といふ。)

2 公益委員は労働大臣が使用者委員及び労働者委員の意見をきいて作成した委員候補者名簿に記載されている者のうちから両議院の同意を得て、使用者委員は公共企業体等の推薦に基いて、労働者委員は組合の推薦に基いて、内閣総理大臣が任命する。

3 公益委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、労働大臣が使用者委員及び労働者委員の意見をきいて作成した委員候補者名簿に記載されている者のうちから、公益委員を任命することができる。

4 前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を求めなければならない。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、内閣総理大臣は、ただちにその公益委員を罷免しなければならない。

5 公益委員の任命については、そのうち二人以上が同一の政党に属することとなつてはならない。

6 委員は、非常勤とする。ただし、公益委員のうち二人以内は、常勤とすることができる。

(委員の欠格条項)
第二十一条 次の各号の一に該当する者は、委員となることができない。

一 禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復権を得ない者

二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終るまで、又は執行を受けることがなくなるまでの者の

2 次の各号の一に該当する者は、公益委員となることができない。

一 国会又は地方公共団体の議会の議員

二 職員又は公共企業体の役員(委員の任期等)
第二十二條 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員は、前任者の残任期間在任する。

2 委員は、再任されることができ

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまでその職務を行うものとする。

(公益委員の服務)
第二十三條 常勤の公益委員は、在任中、次の各号の一に該当する行為をしてはならない。

一 政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をすること。

二 内閣総理大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行うこと。

2 非常勤の公益委員は、在任中、前項第一号に該当する行為をしてはならない。

(委員の失職及び罷免)
第二十四條 委員は、第二十一条第一項各号の一に該当するに至つた場合においては、その職を失ひ、公益委員が同条第二項各号の一に該当するに至つた場合も、同様とする。

2 内閣総理大臣は、委員が心身の故障のために職務の執行ができない

いと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合においては、公益委員にあつては両議院の同意を得て、使用者委員又は労働者委員にあつては委員會の同意を得て、その委員を罷免することができる。

3 前項の規定により、内閣総理大臣が委員會に対して、使用者委員又は労働者委員の罷免の同意を求めた場合においては、当該委員は、その議事に参与することができない。

4 内閣総理大臣は、公益委員のうち一人がすでに属している政党にあらたに属するに至つた公益委員をただちに罷免するものとする。

5 内閣総理大臣は、公益委員のうち何人も属していなかつた政党にあらたに二人以上の公益委員が属するに至つた場合は、これらの者のうち一人をこえる員数の公益委員を、両議院の同意を得て、罷免するものとする。

(会長)
第二十五條 委員會に、会長を置く。会長は、公益委員のうちから、委員が選挙する。

2 会長は、委員會の会務を總理し、委員會を代表する。

3 委員會は、あらかじめ公益委員のうちから委員の選挙により、会長に故障がある場合において会長を代理する委員を定めておかなければならない。

(事務局)
第二十五條の二 委員會に、その事務を整理させるため、事務局を置く。

2 事務局に、地方における事務を分掌させるため、事務局支局を置く。

3 事務局に、事務局次長その他の職員を置く。

4 事務局支局の位置、名称及び管轄区域は、政令で定める。

(公益委員のみで行う権限等)
第二十五條の三 第四條第二項及び第五條第一項及び第十一條第一項の規定による事務の処理には、公益委員のみが参与する。ただし、第二十五條の五の規定による審問に使用者委員及び労働者委員が参与することを妨げない。

2 委員會は、常勤の公益委員に、委員會に係属している事件に關するもののほか、公共企業体等の職員の労働關係の状況その他委員會の事務を処理するために必要と認める事項の調査を行わせることができる。

(規則制定権)
第二十五條の四 この法律及びこの法律に基く政令で定めるもののほか、委員會は、その行方手続その他事務處理に關し必要な事項について、公共企業体等労働委員會規則を定めることができる。

(委員會の命令等)
第二十五條の五 委員會は、公共企業体等が労働組合法第七條の規定に違反する旨の申立があつたときは、調査、審問及び事実の認定をし、並びに必要な命令を発することができ

2 労働組合法第二十七條(第五項、第八項、第九項中段及び後段、第十

項並びに第十二項の規定を除く。の規定は、前項の申立があつた場合について準用する。この場合において、同条中「労働委員会」及び「当該労働委員会」とあるのは「公共企業体等労働委員会」と、第一項及び第四項中「前条の規定により中央労働委員会が定める手続規則」とあるのは「公共企業体等労働委員会規則」と、第六項中「使用者が地方労働委員会に再審査の申立をしないとき、又は中央労働委員会」とあるのは「公共企業体等労働委員会」と、第十一項中「第二十五条の規定により中央労働委員会に再審査の申立をすること、又は訴」とあるのは「訴」と読み替へるものとする。

5 第十八条の規定による解雇に係る第一項の申立を受けたときは、委員会は、申立の日から二月以内に命令を発するようになければならない。

(準用規定等)
第二十五条の六 労働組合法第二十九条から第三十条まで、第二十九條及び第三十条の規定は、委員会について準用する。

2 この法律に規定するもののほか、委員会に關し必要な事項は、政令で定める。

第六章 あつせん、調停及び仲裁

(あつせん)
第二十六条 委員会は、公共企業体等とその職員との間に発生した紛争について、関係当事者の双方若しくは一方の申請又は委員会の決議により、あつせんを行うことができる。

2 前項のあつせんは、委員会の会長が委員、第二十九条第三項の調停委員候補者名簿に記載されている者若しくは第三十条の地方調停委員会の調停委員のうちから指名するあつせん員又は委員会の同意を得て委員会の会長を委嘱するあつせん員によつて行ふ。

3 あつせん員(委員又は地方調停委員会の調停委員である者を除く。以下同じ)は、政令で定めるところにより、報酬及びその職務を行うために要する費用の弁償を受けることができる。

4 あつせん員又はあつせん員であつた者は、その職務に關して知ることができた秘密を漏らしてはならない。

5 労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)第十三条及び第十四条の規定は、委員会の行ふあつせんについて準用する。

6 委員会及び委員会の会長は、公共企業体等労働委員会規則で定めるところにより、あつせんに関する事務の一部を地方調停委員会に行わせることができる。

(調停の開始)
第二十七条 委員会は、次の場合に調停を行う。

一 関係当事者の双方が委員会に調停の申請をしたとき。

二 関係当事者の一方が労働協約の定に基いて委員会に調停の申請をしたとき。

三 関係当事者の一方の申請により、委員会が調停を行う必要があると決議したとき。

四 委員会が職権に基き、調停を行う必要があると決議したとき。

五 主務大臣が委員会に調停の請求をしたとき。

係ると認めるものその他特に調停委員会が調停を行うことが適切であると認めるものについては、前二項の規定にかかわらず、調停委員会を設けて調停を行わせることができる。

5 委員会は、第二項に規定する事件について、その処理上適切であると認めるときは、同項及び第三項の規定にかかわらず、特定の地方調停委員会を指定して調停を行わせることができる。

(調停委員会)
第二十九条 調停委員会は、公益を代表する調停委員、公共企業体等を代表する調停委員及び職員を代表する調停委員各三人以内で組織する。ただし、公共企業体等を代表する調停委員と職員を代表する調停委員とは、同数でなければならない。

2 公益を代表する調停委員は委員会の公益委員のうちから、公共企業体等を代表する調停委員は委員会の使用者委員のうちから、職員を代表する調停委員は委員会の労働者委員のうちから、委員会の会長が指名する。

3 委員会の会長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、労働大臣があらかじめ委員会の同意を得て作成した調停委員候補者名簿に記載されている者のうちから、調停委員を委嘱することができる。

4 前項の規定による調停委員は、政令で定めるところにより、報酬及びその職務を行うために要する費用の弁償を受けることができる。

(地方調停委員会)
第三十条 委員会に、地方における調停に関する事務を分掌させるため、地方調停委員会を置く。

2 地方調停委員会の調停委員は、委員会の同意を得て、労働大臣が任命する。

3 地方調停委員会の位置、名称、管轄区域及び調停委員の数は、政令で定める。

4 第二十条第五項及び第六項本文、第二十一条、第二十四条及び前条第一項の規定は、地方調停委員会及び調停委員について準用する。この場合において、第二十四条中「内閣総理大臣」とあるのは「労働大臣」と、「両議院」とあるのは「委員会」と読み替へるものとする。

(報告及び指示)
第三十一条 委員会は、調停委員会又は地方調停委員会に、その行う事務に關し報告をさせ、又は必要な指示をすることができる。

(調停に関する準用規定)
第三十二条 労働関係調整法第二十九条から第三十条まで、第二十六条第一項から第三項まで及び第四十三条の規定は、調停委員会及び地方調停委員会並びに調停について準用する。

(仲裁の開始)
第三十三条 委員会は、次の場合に仲裁を行う。

4 第十八条の規定による解雇に係る第一項の申立があつた場合において、その申立が当該解雇がなされた日から二月を経過した後になされたものであるときは、委員会は、第二項において準用する労働組合法第二十七条第二項の規定にかかわらず、これを受けることができる。

に改める。

18 郵政省設置法（昭和二十三年法律第二百四十四号）の一部を次のように改正する。

第六條第一項第十二号の三を次のように改める。

十二の三 公共企業体等労働委員会に対する調停及び仲裁の請求に関すること。

19 日本専売公社法（昭和二十三年法律第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第十九條を次のように改める。

第十九條 この法律において公社の職員とは、公社に常時勤務する者であつて、役員及び二月以内の期間を定めて雇用される者以外のものをいう。

第二十五條第二項ただし書中「公共企業体等労働関係法」の下に「（昭和二十三年法律第二百五十七号）を加える。

第四十三條の二十一第二項中「支給するときは、適用しない。」を「支給するときは、適用しない。」に改める。

20 日本国有鉄道法（昭和二十三年法律第二百五十六号）の一部を次のように改正する。

第二十六條第一項を次のように改める。

この法律において日本国有鉄道の職員とは、日本国有鉄道に

常時勤務する者であつて、役員及び二月以内の期間を定めて雇用される者以外のものをいう。

第三十二條第二項ただし書中「公共企業体等労働関係法」の下に「（昭和二十三年法律第二百五十七号）を加える。

第四十四條第二項中「支給するときは、適用しない。」を「支給するときは、適用しない。」に改める。

るとき、及び公共企業体等労働委員会の裁定があつた場合において、その裁定を実施するために必要な金額を、予算の定めるところにより、運輸大臣の認可を受けて、給与として支給するときは、適用しない。」に改める。

21 行政機関職員定員法（昭和二十四年法律第二百六十六号）の一部を次のように改正する。

本省		労働省	
中央労働委員会	公共企業体等労働委員会	中央労働委員会	公共企業体等労働委員会
一九、一五三人	八五人	一九、一五三人	八五人
一九人	一九人	一九人	一九人
一一四人	一一四人	一一四人	一一四人

本省		労働省	
中央労働委員会	公共企業体等労働委員会	中央労働委員会	公共企業体等労働委員会
一九、一五三人	八五人	一九、一五三人	八五人
一一三人	一一三人	一一三人	一一三人
一九、三七一人	一九、三七一人	一九、三七一人	一九、三七一人

22 運輸省設置法（昭和二十四年法律第二百五十七号）の一部を次のように改正する。

第四條第一項第三十一号を次のように改める。

三十一 公共企業体等労働委員会に対し調停及び仲裁の請求をすること。

第四條第一項第三十二号を削り、第三十二号の二を第三十二号とする。

第二十七條第一項第三号及び第四号を次のように改める。

三 公共企業体等労働委員会に対する調停及び仲裁の請求に関すること。

23 労働省設置法（昭和二十四年法律第二百六十二号）の一部を次のように改正する。

第四條第十六号から第十九号までを次のように改め、第十九号の二を削り、第十九号の三を第十九号の二とする。

十六 公共企業体等労働委員会の公益を代表する委員の候補者名簿を作成すること。

十七 公共企業体等労働委員会に調停及び仲裁の請求をすること。

十八 公共企業体等労働委員会

の調停委員の候補者名簿を作成すること。

十九 地方公営企業労働関係法（昭和二十七年法律第二百八十九号）に規定する労働関係に關し、労働委員会に調停及び仲裁の請求をすること。

第七條第一号中「及び労働関係調整法」の下に「（昭和二十一年法律第二百五十五号）を加え、第三号中「公共企業体等労働委員会及び公共企業体等労働委員会」を「公共企業体等労働委員会」に改める。

第二十條第一項中「公共企業体等労働委員会」を「公共企業体等労働委員会」に改める。

第二十二條第一項中「公共企業体等労働委員会」を「公共企業体等労働委員会」に改める。

中央労働委員会及び公共企業体等労働委員会に改め、第四項を削る。

特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第一條第十三号の二の次に次の一号を加える。

十三の三 公共企業体等労働委員会の常勤の公益を代表する委員

第一條第十九号の二の次に次の一号を加える。

十九の三 公共企業体等労働委員会の非常勤の公益を代表する委員

別表第一中「原子力委員会の常勤の委員」を「原子力委員会の常勤の委員、公共企業体等労働委員会の常勤の公益を代表する委員」に改める。

員」に改める。

25 日本電信電話公社法（昭和二十七年法律第二百五十号）の一部を次のように改正する。

第二十八條第一項を次のように改める。

この法律において公社の職員とは、公社に常時勤務する者であつて、役員及び二月以内の期間を定めて雇用される者以外のものをいう。

第三十四條第二項ただし書中「公共企業体等労働関係法」の下に「（昭和二十三年法律第二百五十七号）を加える。

第四十三條第五号及び第六号を次のように改める。

五 第七十二條第一項に規定する役員及び職員に対して支給する給与の総額並びに同条第二項の給与の支給に関する事項

六 第七十二條第一項但書の規定による金額の限度額

第七十二條に次の一項を加える。

2 前項本文後段の規定は、能率の向上により収入が予定より増加し、又は経費を予定より節減した場合において、その収入の増加額又は経費の節減額の一部に相当する金額を、予算の定めるところにより、郵政大臣の認可を受けて、特別の給与として支給するときは、及び公共企業体等労働委員会の裁定があつた場合において、その裁定を実施するために必要な金額を、予算の定めるところにより、郵政大臣の認可を受けて、給与として支給するときは、適用しない。

給するときは、適用しない。

26 国の経営する企業に勤務する職員
の給与等に関する特例法（昭和
二十九年法律第四十一号）の一
部を次のように改正する。

第五条ただし書中「支給する
ときは、この限りでない。」を「支給
するときは、及び公共企業体等労働
委員会の裁定があつた場合におい
て、その裁定を実施するために必
要な金額を、予算の定めるところ
により、大蔵大臣の承認を受け
て、給与として支給するときは、
この限りでない。」に改める。

27 改正後の日本専売公社法第四
三条の二十一第二項、改正後の日
本国有鉄道法第四十四條第二項、
改正後の日本電信電話公社法第七
十二條第二項及び改正後の国の経
営する企業に勤務する職員の給与
等に関する特例法第五条ただし書
の規定中特別の給与以外の給与の
支給に関する部分は、昭和三十
二年四月一日以前の日であつて政令
で定める日までは、適用しない。

○倉石国務大臣 ただいま議題となり
ました公共企業体等労働関係法の一部
を改正する法律案につきましてその提
案理由を御説明申し上げます。

公共企業体等労働関係法は、公共企
業体等の職員の労働関係を規律するた
めに昭和二十三年に制定された法律で
ありますが、周知のごとく占領下早急
の間に立法されたものであり、その内
容はいわゆる翻訳立法の最たるもので
ありまして、その後若干の改正はあり
ましたが、なおわが国の実情に適しな
い点が多く、また技術的な不備欠陥が
随所に見られ、このため公共企業体等

の労働関係に無用の摩擦、紛争を招い
ているからいすらあり、従来とも本法
改正を要望する声が少なくなつたので
あります。

政府におきまして、右のごとき事
態に対処するため、各方面の意見を
参酌して本法改正の要否等につき慎重
検討を進めて参つたのであります。特
に問題の重要性にかんがみ、本年一月
十四日、労使公益の各側を代表する臨
時の委員を委嘱いたし、本法改正の要
否等に対する意見を求めましたところ、
右委員の構成する臨時公労法審議
会は、発足以来約一カ月間に会議を重
ねること九回、慎重審議をいたしまし
た結果、去る二月八日本法の改正に関
しかなり具体的な意見を答申するに
至つたのであります。政府におきまし
ては、自來この答申を慎重検討いたし
て参つたのであります。労使公益各
側を代表する委員によつて構成された
審議会の民主的な審議の結果はできる
限り尊重すべきであることは申すまで
もないところであります。労使公益各側
の意見の一致を見ました点はほとんどこ
れをいれ、その意見に沿つて改正法案
を立案することにしたのであります。

そもそも公共企業体等労働関係法に
関連する問題の根本的解決には、一面
において三公社五現業のあり方そのも
のの検討が必要であり、他面労働法体
系全般との関連において考えられなけ
ればならない点のあることは、もちろ
んであります。政府としてはこれらの
問題については常時真剣な検討を重ね
てゐるのであります。しかし今日こ
れらの基本的問題を直ちに解決するわ
けには参らぬことは申すまでもありま

せん。さればといつてまた今日公労法
の不備をそのまま放置することも適当
でありませぬので、従つて、今回の改正
案は、現行公労法の基本的建前は一応
これを維持することとし、その前提で
現行法上わが国の実情に適しない諸点
を改め、関係当事者間における無用な
紛争の原因をできる限り除去し、健全
な労使慣行の確立を促進することにも
委員会の機構を整備し、その簡素能率
化をはかるものとしてあります。

以下本法案の大綱について御説明申
し上げます。

今回の改正案の主要点の第一は、団
体交渉の手續を改めた点であります。
現行公労法におきましては、団体交渉
は、労働組合が行うのではなく、米國
からの直輸入制度である単位制度を採
用して、団体交渉は、この単位を代表
する交渉委員によつて行うこととされ
ていますが、これはいわゆる直訳的制
度の最たるものであるとともに、きわ
めて複雑かつ難解でとうていわが國の
実情に適せず、現在ほとんど有名無
実化しつつあるのみでなく、またか
へつて関係者間の紛争のもととなる場
合さえあるからであります。改正
正案におきましては、この単位制度を
廃止し、わが國の労働関係における一
般的慣行に従い、労働組合が団体交渉
の当事者となり、その指名する交渉委
員が団体交渉を行うこととしたしてお
ります。なお、これにあわせて、従来
本法の適用外であつた公社の臨時的職
員につきましても、純粋の日雇い労働
者以外の者はこれを本法上の職員の中
に含めることにいたし、もつて労働関
係の統一的处理をはかることにいたし
ております。

次に改正案の第二点は、仲裁制度を
整備し、仲裁裁定に関する問題の処理
を合理的かつ円滑ならしめる措置を講
じている点であります。現行法におき
ましては、公共企業体等と職員との間
の紛争は、最終的には仲裁裁定によつ
て定まることとなつておりますが、当
該裁定が公共企業体等の予算上資金
上不可能な資金の支出を内容とするも
のである場合は、国会の承認を待つて
初めてその効力を発生することとなつ
ております。この建前は、現行法制上
当然のことではあります。この制度
の運用面におきまして、従来種々紛議
のあつたことは、周知の通りでありま
す。改正案はこの点につきまして、後
述のごとく仲裁に関する機構、手續を
合理的なものに整備するとともに、政
府として仲裁裁定をできる限り尊重す
る精神を明らかにし、あわせて給与準
則、給与総額の制度にも若干の改正を
行い、もつて仲裁裁定を真に公正妥當
にして權威あるものたらしめることに
より、裁定実施に関する紛議をできる
だけ避け、円滑合理的な労働問題処理
の慣行を確立せんとするものでありま
す。

改正案の第三点は、委員会の機構を整
備し、その簡素能率化をはかつた点で
あります。現行法におきましては、公
共企業体等の労働関係を取り扱う委員
会として、公共企業体等仲裁委員
会及び中央、地方の公共企業体等調
停委員会合計十一の委員会が並立し
ておりますが、今回の改正案におきま
しては、これらの各委員会を統合して
一つの公共企業体等労働委員会を設け
ることとし、この委員会の下に各種の
機関を統合して、簡素にしてしかも能

率的な機構を整え、公共企業体等の勞
働関係の実情に即して機動的に強力な
活動をなす態勢を整えるように措置い
たしてあります。この公共企業体等勞
働委員会は、公益委員五人及び労使委
員各三人ずつ計十一人の委員をもつて
組織されることとなつておりますが、
特に公益委員の任命につきましては、
その任務の重要性及び特殊性にかんが
み、労使委員の意見をも聞いた上で、
両議院の同意を得て内閣総理大臣が任
命することとしたし、もつて公益委員
の人事を真に公正かつ權威あるものた
らしめんとしております。

以上の三点が今回の改正案の主要点
であります。その他の点につきましま
しても、答申に盛られた意見をできる限
り尊重しまして、所要の事務的技術的
改正をいたし、公共企業体等の職員の
労働関係の処理の円滑化をはかつてお
ります。

以上本法案の提案理由を御説明申し
上げたのであります。本法案が成立
し、施行されますならば、公共企業体
等における健全にして合理的な労働慣
行の確立と公共企業体等の正常な運営
の確保に資するところ少なくないものと
確信いたしております。何とぞ御審議
の上すみやかに可決せられんことをお
願ひ申し上げます。

○佐々木委員長 以上で説明は終りま
した。本案に対する質疑その他につき
ましては後日に譲ることとしたしま
す。

○佐々木委員長 次に身体障害者福祉
法等の一部を改正する法律案、性病予
防法等の一部を改正する法律案、及び
母子福祉資金の貸付等に関する法律の

一部を改正する法律案の三法案を一括して議題とし、審査を進めます。趣旨の説明を聴取いたします。小林厚生大臣。

身体障害者福祉法等の一部を改正する法律案

身体障害者福祉法等の一部を改正する法律案

（身体障害者福祉法の一部改正）

第一条 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）の一部を次のように改正する。

第十九条の二 第一項中「病院又は診療所」を「病院若しくは診療所又は薬局」に改める。

（生活保護法の一部改正）

第二条 生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。

第四十九条中「病院又は診療所」を「病院若しくは診療所又は薬局」に、「病院若しくは診療所」を「病院、診療所若しくは薬局」に、「医師、歯科医師若しくは薬剤師」を「医師若しくは歯科医師」に改める。

（結核予防法の一部改正）

第三条 結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項及び第三十六条第一項中「病院又は診療所」を「病院若しくは診療所又は薬局」に改める。

（未帰還者留守家族等援護法の一部改正）

第四条 未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「厚生大臣の指定する医療機関」を「厚生大臣の指定する病院若しくは診療所又は薬局」に改める。

（国民健康保険法の一部改正）

第五条 国民健康保険法（昭和三十一年法律第六十号）の一部を次のように改正する。

第八条ノ十九第二項中「医師又は歯科医師」を「医師、歯科医師又は薬剤師」に改める。

第五十六条第一項中「医師若しくは薬剤師」を「医師、歯科医師若しくは薬剤師」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律による改正前の生活保護法第四十九条の規定により都道府県知事が指定した薬剤師がこの法律の施行の際現に調剤に従事している薬局は、この法律による改正後の同法同条の規定により都道府県知事が指定した薬局とみなす。

性病予防法等の一部を改正する法律案

性病予防法等の一部を改正する法律案

（性病予防法の一部改正）

第一条 性病予防法（昭和二十三年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条中「二分の一」の下に「（保健所にあわせて設置された診療所に要する費用については、三分の一）」を加える。

（補助金等の臨時特例等に関する法律の一部改正）

第二条 補助金等の臨時特例等に関する法律（昭和二十九年法律第二百九号）の一部を次のように改正する。

第九条を次のように改める。

附則

1 この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

2 昭和二十九年分及び昭和三十一年度分の予算に係る負担金については、なお従前の例による。

母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案

母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案

（母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案）

第三条第一項中「第六号及び第七号」を「第七号及び第八号」に改め、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 住宅を補修するのに必要な資金（以下「住宅補修資金」という。）

第四十条中第七号を第八号とし、第六号中「七百万円」を「千円」に改め、同号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 住宅補修資金の貸付は、一回につき三万円以内

第五条第一項中「二年以内」の下に「住宅補修資金については五年以内」を加える。

（償還金の支払猶予）

第十条の二 都道府県は、貸付金の貸付を受けた者が災害を受け、又は疾病にかかり、若しくは負傷したため、支払期日に償還金を支払うことが著しく困難になつたと認められるときは、第五条第一項の規定にかかわらず、当該償還金の支払を猶予することができる。ただし、当該貸付金の貸付を受けた者と連帯して償還の債務を負担する借主がある場合において、その借主が支払期日に当該償還金を支払うことができるものと認められるときは、この限りでない。

2 前項の規定により償還金の支払が猶予されたときは、貸付金の利息の計算については、その償還金の支払によつて償還されるべきであつた貸付金は、猶予前の支払期日に償還されたものとみなす。

（償還の免除）

第十条の三 都道府県は、貸付金の貸付を受けた者が死亡したとき、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため、貸付金を償還することができなくなつたと認められるときは、都道府県児童福祉審議会の意見を聞き、かつ、議会の議決を経て、当該貸付金の償還未済額の全部又は一部の償還を免除することができる。ただし、保証人又は当該貸付金の貸付を受けた者と連帯して償還の債務を負担した、若しくは負担する借主がある

場合におけるその借主が、償還することができると認められるときは、その償還することができると認められる額については、この限りでない。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

○小林国務大臣 ただいま議題となりました身体障害者福祉法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

現在、身体障害者福祉法、生活保護法、未帰還者留守家族等援護法及び結核予防法におきましては、これらの法律に基き、医療に関する給付の担当機関を病院及び診療所に限定してありますが、これらの給付措置の一環として、薬局において薬剤を交付する場合が考えられますので、関係法律を改正致しまして、今回これらの法律の医療に関する給付を担当する機関として厚生大臣または都道府県知事が薬局を指定できることとするのが、本法律案の主な内容であります。

なお、このほか、右の薬局における薬剤の交付と関連いたしました、国民健康保険法につきましても、国民健康保険法の規定による国民健康保険運営協議会の委員を、薬剤師を代表する者からも委嘱できる道を開く等、若干の法文整理を行うこととしたのであります。

以上がこの法律案を提案いたしました理由であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。

次に性病予防法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

性病予防法におきましては、性病診療所費に対する国庫負担率は、二分の一となっておりませんが、これは補助金等の臨時特例等に関する法律によりまして、昭和二十九年年度末四分の一に低減されているのであります。

しかし、その後検討の結果、性病予防行政の円滑な運営をはかるためには、この特例措置を廃止することが妥当と認められるに至りましたので、このたびこれが廃止の措置を講じようとするものであります。

ただ、保健所に併設されております性病診療所につきましては、保健所と一体的に運営されております等の特殊性に基づきまして、現在のところ保健所の経常費に対する国庫負担率が三分の一になっている関係上、これと同一にするのが妥当と考え、国庫負担率を三分の一とした次第であります。

以上がこの法律案を提出いたしました理由であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

次に母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

改正の第一点は、貸付の種類に、新たに住宅補修資金を加えたことであります。現行の貸付の種類には生業資金、支度資金等七種類の資金がありまして、現在までに総額約二十七億円が母子家庭や父母のない児童に対して貸し付けられ、わが国の母子福祉対策に多大の寄与をしておるわけでありましたが、

さらに今回これに住宅補修資金を加え、補修を特に緊要とする住宅に居住している母子家庭に対し、補修のための資金を貸し付ける道を開き、その生活意欲の助長をはかり、あわせてその経済的自立を促進し、母子家庭の福祉を増進しようとするものであります。

改正の第二点は、高等学校における修学資金の額を現行の月額七百円以内から月額千円以内に引き上げたことであります。昭和二十九年年度の貸付実績によりまして、高等学校の修学資金は、すべての貸付金のうち、人員において四一%、金額において一五%の多きを占めており、この資金に対する要望はなほ強いものがあります。現行の貸付額では実際の就学に際し容易でない実情にかんがみ、これを引き上げることとしたものであります。

改正の第三点は、貸付金の貸付を受けた者が災害、疾病等により、償還金を支払うことが著しく困難になったときの支払い猶予の制度及び貸付金の貸付を受けた者が死亡し、または精神、身体上の著しい障害を受けたため、貸付金を償還することができなくなったときの償還の減免の制度を設けたことであります。右のような場合における支払い猶予や償還減免の制度を設けることの必要性は、言を待たないところであり、本法制定の当初から考えられていたものと存するのであります。その機を見ず今日に至ったものであります。

以上が改正案の大要であります。何とぞ御審議の上、すみやかに可決せられんことをお願い申し上げます。

○佐々木委員長 以上で説明を終りました。なお三案に対する質疑その他に

つきましては後日に譲ることといたします。

次会は明二十日午後一時より開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後二時二分散会

昭和三十一年四月二十三日印刷

昭和三十一年四月二十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局